社会福祉法人 愛恵会旅 費 付 属 規 程

本規程は、旅費規程2条第6項の付属規程として、下記の通り定める。

- 1. 出張に当たりやむを得ない事情により、公用車を使用することが出来ない場合、下記条件をもって、役職員の所有する車輌を使用することが出来る。
 - (1) 役職員所有の車輌使用については、理事長が認めた車輌とする。
 - (2) 役職員所有の車輌使用に当たり、下記内容を報告することとし別紙出 張命令・清算書とする。
 - ①車輌の使用要件
 - ②役職員名・使用車輌名・車輌ナンバー
 - ③車輌保険の加入の可否
 - ④走行距離の報告
 - (3) 役職員所有の車輌の使用に当たっては、車種を問わず、走行距離 1 km あたり 2 5 円とする。
 - この付属規程は、平成25年11月1日から適用する。
 - この付属規程は、平成30年1月25日から適用する。